

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務のご案内

長期優良住宅建築等計画に係る認定は所管行政庁が行いますが、所管行政庁が定めた場合には、所管行政庁への確認申請に先立って登録住宅性能評価機関が技術的審査を行い、その結果（適合証）を添付して所管行政庁に認定申請することができます。

建築検査機構株式会社では、この技術的審査業務を下記のとおり行っています。

記

1. 業務開始

評価機関の活用範囲が決まった所管行政庁に認定申請予定の住宅について、順次受付。

2. 業務の内容

認定基準の区分のうち、所管行政庁が定める区分の技術的審査及び適合証の交付。

3. 業務区域

大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県

4. 審査料（長期優良住宅建築計画に係る技術的審査のみの料金です。）

1) 一戸建ての住宅

審査の区分 住宅の区分	所管行政庁が定める区分に関する技術的審査		
	単独申請の場合	確認申請と併願の場合	住宅性能評価（設計＋建設）と併願の場合
一般の住宅	60,000 円	45,000 円	5,000 円
製造者認証の住宅	30,000 円	20,000 円	2,000 円

2) 共同住宅等

審査の区分 住宅の区分	所管行政庁が定める区分に関する技術的審査		
	単独申請の場合	確認申請と併願の場合	住宅性能評価（設計＋建設）と併願の場合
共同住宅等	100,000 円＋5,000 円×対象住戸数	50,000 円＋5,000 円×対象住戸数	2,000 円×対象住戸数

※ 1)、2) 共に居住環境等の審査を除いた料金です。

※ 製造者認証の住宅とは、耐震等級(1-1～5)・耐火等級(2-6)・劣化対策(構造躯体等)・省エネ対策の4項目全てにおいて必要等級を取得している認証書付住宅のことです。

注：すべて、消費税込の金額です。

平成 22 年 04 月 01 日から

〒541-0041

大阪市中央区北浜 3 丁目 1-22（あいおい損保ビル 3 階）

建築検査機構株式会社

お問い合わせ：住宅性能評価担当者

Tel：06-6231-8226、Fax：06-6231-8227